

北本都市計画道路の変更（北本市決定）

1. 都市計画道路中 3・4・6 号西仲通線ほか 2 路線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等の 交差の構造	
幹線街路	3・4・6	西仲通線	北本市 大字下 石戸下 字久保 耕地	北本市 西高尾 3 丁目	北本市 本町 5 丁目	約2,780m	地表式	2 車線	18m	幹線街路と平面交 差 4 箇所	
	3・3・10	南 2 号線	北本市 緑 4 丁 目	北本市 中丸 1 丁目	北本市 緑 4 丁 目	約550m	地表式	2 車線	24.8m	JR高崎線と立体交 差 1 箇所 幹線街路西 1 号線 と立体交差 幹線街路と平面交 差 1 箇所	
	3・5・13	久保大通線	北本市 大字下 石戸下 字久保 耕地	北本市 大字下 石戸下 字ニッ 家上耕 地	北本市 大字下 石戸下 字久保 耕地	約590m	地表式	2 車線	14m	幹線街路と平面交 差 2 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

埋蔵文化財として貴重なデーノタメ遺跡の国指定史跡化に伴い、遺跡内を通過する3・4・6号西仲通線の一部区間の線形及び延長の変更、また、同じく遺跡内を通過する3・5・10号南 2 号線の一部区間の廃止及び路線番号を3・5・10号から3・3・10号へ変更を行うものである。さらに、3・5・13号久保大通線の一部区域の変更を行うものである。